

[論文]

近代日本における秘書に関する法制度 －海軍での名称の使用を中心に－

田 中 秀 典

はじめに

近代日本において秘書の名称を初めて使用したのは明治初期の海軍であるとされており、先行研究や多くの秘書学の概説書等でもそのように説明されている¹⁾。その概要を示せば次の通りである。

明治5年10月13日、海軍省秘史局に大秘書・少秘書が置かれる（太政官305号）。翌6年6月29日、秘書官・権秘書官・大秘書・中秘書・少秘書・秘書副に拡充され、それまでの大録・権大録・中録・権中録・少録・権少録の録官に代わって秘史局および軍務局の各課に配属された（太政官布告233号）。さらに、6年8月8日、軍医科・主計科・機関科とならんて秘書科が設けられ、秘書官以下はここに位置づけられた（太政官布告288号）。9年8月31日、秘書官・権秘書が廃され、代わって大秘史・中秘史・少秘史が置かれて、秘書科は大秘史・中秘史・少秘史・大秘書・中秘書・少秘書・秘書副の構成となった（太政官布告113号）。15年6月7日、秘書科および秘史・秘書が廃止される。（太政官達33号）。

そのため、海軍省内各局課では書記官および属がこれに代わり、鎮守府および艦隊の秘書については武官と主計官がこれに代わった²⁾。鎮守府・艦隊においてはこののち十数年にわたって制度が目まぐるしく変化し、明治30年代には縮小、廃止に至って、海軍省においても他省等と同様に大臣等の秘書官のみを残して秘書は廃止されるに至った³⁾。

しかし、このようなこれまでなされてきた説明は、大枠においては異論を挟む余地はないものの、必ずしも細部まで一致しているわけではなく、定説として固まっているとは言いきれない部分がある。そこで、本稿では、明治海軍における「秘書」について整理するとともに、いつどの部分において用いられ始めたのかという点について、あらためて確認するものである。

1. 秘書の官と職

(1) 海軍省内における秘書

秘書に限らず近代日本の官僚機構においては、任官補職の制度に則り官に任じられた人々がそれぞれ職に補されることによって特定の

職務を与えられた。「秘書」の肩書を有していたとしても、それが官名であり秘書とは必ずしも直接は関係しない何らかの職に補される場合や、それが職名でありその職に補される前提として何らかの官に任じられている場合も考えられる。つまり、官名に「秘書」とあるからといって、必ずしもいわゆる秘書的な業務を担当していたとは限らないのである。では、秘書（官）や秘書科諸員はそれぞれどのような立場でどのような職務を担当していくのだろうか。これまで言われてきた明治期の海軍における秘書について、官と職の関係の中で、担っていた職務について整理する必要がある。

兵部省から陸軍省と海軍省に分かれた際の海軍大輔（当初は卿不在で、のちに海軍卿に就任する。）である勝安芳（海舟）が、明治6年5月28日、次のように正院に書き送っている⁴⁾。

本省内之義ハ錄官ヲ廢シテ別表ノ如ク秘書ノ官ヲ以テ秘史軍務両局ノ事務ニ從事セシメ主計ノ官ヲ以テ会計局ノ事務ニ從事セシメ度事

海軍省は、それまで省内の事務を担っていた大録から権少録までの録官を廃止し、それに代わる秘書の官を置いて秘史・軍務両局の事務を、主計官に会計局の事務をそれぞれ担当させたいというのである。当初は録官がこれらに分属されていたが、この勝の言はほどなく法令に反映され、翌6年には録官が廃止されて秘書官がこれに代わった⁵⁾。

それに先立つ明治5年10月15日、海軍条例により秘史局・軍務局および両局内の各課

の所管が次のように定められた（海軍省無号）。

第二条 海軍省分テ之ヲ三局ト為シ左ノ通事務ヲ分掌スヘキ事

第一 秘史局 海軍省及諸向内政書類ノ受領分遣諸官省府県往復等ヲ司ル事

第二 軍務局 海軍文武人別ノ調並軍事ニ涉ル諸務ヲ司ル事

第三 会計局 一歳ノ定額ヲ基本トシ艦船諸局寮司等ノ金穀出納度支被服糧食居住等ノ会計ヲ司ル事

各局ノ長官第一局及第二局ハ六等官或ハ七等官相当タルヘク第三局ハ少丞或ハ大佐タルヘキ事

第三条 前条各局ノ内再ヒ其官僚分課スル左ノ如シ

秘史局 分テ三課トス

事務課 海軍卿輔及海軍省中ノ事務諸向内政文武諸官員黜陟褒貶諸官省及各国弁務使領事館往復内外條約外国人雇入等ノ事務ヲ兼ル事

記録課 文書受領記注送達分遣諸布告諸向達書職員録書類出納等ヲ兼ル事

文書課 図書雑形文庫翻訳彫刻諸刊本条例取調文書校合等一切ノ文書ヲ司ル事

第四条 軍務局 分テ三課トス

軍事課 海軍諸軍議提督府及水兵本部諸務艦隊艦船運動諸艦儀装軍装戎服上下文武諸官員提督府艦船水兵部本部等配置大小砲及火器製造分配点検等一切軍事ニ関スル事務ヲ取扱フ事

規定課 本省提督府諸艦諸營内条例規律提督府及諸艦長官以下教諭諸隊監視懲戒法令諸艦兵隊布告下令兵學軍医諸學術教導並其検査ヲ取扱フ事

人別課 海軍文武諸官員上下士官兵卒戸籍兵員徵募任限停年履歴生死婚媾転移拝除退隱寡孤等ヲ取調ル事

この規定から、秘史・軍務両局の各課に配属された秘書科諸員は、秘書的業務というよりも、官房あるいは総務に該当するような分野全般を担っていたものと言えるであろう。

明治9年9月1日には、秘史・軍務両局が廃止されて課が独立する形となり、本省三課事務章程により事務課・記録課・翻訳課の分掌、課中の掛を定めた（海軍省達丙3号）。

第二条 課中掛ヲ分チ各其ノ事務ヲ分掌セシムル左ノ如シ

事務課

本課ハ秘書科諸員ヲ管シ之ヲ各所ニ進退配付シ以テ本省ノ内政ニ関スル一切ノ事ヲ掌トリ且省中ノ事務凡卿ノ決ヲ要スル諸件ハ皆コヘニ於テ整理スル処ナリ乃チ分ツテ六トナス

（以下省略）

ここで、事務課の所管として、海軍省内の事務一切を担当する秘書科諸員を各部署に配置することを挙げている。秘書科の各官は、明治5年の秘史・軍務両局に配置された状況と変わらず、省内の事務全般に及ぶ職に補されている。

実際にこのような立場にあった人物の具体例を挙げてみよう。例えば、南郷茂光は、権秘書官、秘書官、海軍卿秘書官などを務めた人物である。権秘書官に任官したときの職は秘史局文書掛であり、その後、主計大監に任命された際に総務局副長兼海軍卿秘書官兼総

務局審案課長に補されている。この権秘書官・秘書官・主計大監は官名、総務局副長・海軍卿秘書官・総務局審案課長は職名である⁶⁾。また、このような史料がある⁷⁾。

課長事務取扱順序

一 三課長事務取扱ノ順次左ノ通相定ムル事

七月二日 唯秘書官

同三日 遠武秘書官

同四日 小森沢秘書官

以後倣此順次（以下省略）

ここで、唯武連・遠武秀行・小森沢長政の3名の秘書官はそれぞれ各課の課長に補されていることがわかる。各課の所管は海軍条例にある通り多岐にわたり、これらの課長職も秘書的業務を担当する職であったとは言えない。

南郷のことでは、権秘書官や秘書官に任官したからといって、いわゆる秘書の業務を担当しているわけではなく、秘書の職に補され海軍卿秘書官に補職されているときははじめて秘書的業務を担当したのであるし、課長に補された3名も、その課の業務を統括する立場であり秘書としての業務を担当していたのではない。つまり、どの官にあったとしても補された職の職務を担当しているのであって、秘書に官にあったとしても秘書の職に補されない限り秘書的な業務を担当することはならない。秘書の職に補されてはじめて秘書としての業務を担当するのである。

（2）艦隊・鎮守府将官付の秘書

秘書官以下の秘書科の官が、録官に代わっ

て海軍省内の事務全般を担うのが主務であり、それに相当する職に補されたことは間違いないが、その一方で勝海舟が次のように述べている⁸⁾。

右四文官ノ義ハ不在艦ノ節ハ主務ノ局寮ニ奉職ノ者ニ候間局寮ニ在テハ其長官ニ対シ責ニ任シ艦ニ在テハ艦隊指揮ニ対シ責ニ任シ候ハハ省ト艦トノ不都合無之義ト存候又其俸ハ武官同様乗艦ノ時ハ在役俸ニ加俸ト食卓料ヲ給シ省出勤之時ハ在役俸ヲ給シ又省艦トモ不相出勤之日ハ非役俸ヲ給セハ其俸其職トモ差支無之義ト存候

これは、前出の勝の正院宛書簡の一部だが、この部分では先ほどとは大きく異なり、秘書科等の艦船への乗艦勤務について触れている。このことに関しては、このあと法令として海軍概則及俸給制（明治6年8月24日海軍省甲171号）が出されている。

第二条 一 大艦隊ハ大将或ハ中将之ヲ指揮シ中艦隊ハ少将之ヲ指揮スル定則タリト雖トモ少将中将ニ代リテ大艦隊ヲ指揮シ大佐少将ニ代リテ中艦隊ヲ指揮スルモアルヘキ事

一 小艦隊ハ大佐之ヲ指揮スヘキ事

第三条 海軍提督府ハ付近ノ諸港ヲ統括シ中将或ハ少將其指揮ヲ掌リ又大佐代リテ其職ヲ務ムルモアルヘキ事

第二十八条 一 秘書官ハ大将附ハ五等官中将附ハ六等官少将附ハ七等官大佐指揮官附ハ八等官タル事

一 秘書官以下非役俸加俸等第六表ニ挙ルカ如シ加俸ハ乗艦中ノミ給ス渡シ方ノ儀

ハ第八条ニ照準スヘキ事

- 一 提督府或ハ諸港在勤中ハ在役俸ノ外ニ食卓料ヲ給スル事
- 一 秘書副以下ノ官ハ乗艦ヲ命スル事ナシ若シ乗艦ノ時ハ少尉相当ノ取扱タル事

第二十八条第一項において、将官と指揮官たる大佐に付属される者として、五等官から八等官にあたる秘書官が示されているが、付表に秘書官から秘書副までが示されており、それぞれ大将へは五等官である秘書官、中将へは六等官である権秘書官、少将へは七等官である大秘書、指揮官たる大佐へは八等官である中秘書が付属するものであったことがわかる。また、同条第二項以下および次に掲げる明治6年9月13日海軍省達甲第182号から、秘書の勤務の形として、加俸が支給される乗艦勤務、通常の在役俸に加えて食卓料が支給される鎮守府での勤務、通常の在役俸のみが支給される鎮守府以外での勤務があったことがわかる。これらは勝の書簡の内容とも一致するものである。

秘書主計軍医及三副機関士ノ義在艦ノ時ハ在役俸ニ加俸ト食卓料ヲ給シ主務局寮ニ在テハ在役俸ヲ給シ艦局寮トモ不相勤ノ時ハ非役俸ヲ給シ候義ニ付自今四文官ノ内艦船乗組隊付並諸出勤等差免ノ義申達候節別段非役俸相渡候旨ノ省達無之者ハ其主務ノ局寮ニ奉職シ在役俸下賜候義ト可相心得候此旨相達候事

つまり、秘書官以下の秘書科の官は大録以下に代わって省内の事務全般を担うものとして設置されたが、あくまでも主務はそちらで

あつたものの、それに加えて乗艦を伴う勤務もあり、特に将官と司令官たる大佐に専属して、秘書的業務を担当する職に補されることもあったということになる。このときの秘書官以下の秘書科各官は、その官として秘書的業務を担当したのではなく、事務全般にかかる職に補された場合はいわゆる秘書とは直

接関係しない職務を、高官に付属する職に補された場合は秘書的業務を担ったのである。

秘書科と秘史・秘書の官が廃止された後、鎮守府・艦隊の秘書は、主計官および武官から補されることになる。鎮守府・艦隊それぞれの変遷と内容は、表の通りである⁹⁾。

鎮守府

年月日	名称	官等	定員	上司	職務	法令番号
9. 9. 1	秘書			長官・副官		海軍省達丙3号
17. 12. 15	秘書	佐官・主計監	1	長官	長官の処分に係る文書の往復受付・官印の監守・公文書類の保存・諸報告の調製・他の主管に属さない書類の審査・其他府内一切の庶務	海軍省達丙167号
	秘書補	尉官・主計・主計補	5	長官秘書	文章の往復受付等	
19. 4. 22	秘書	主計少監	1	司令長官	機密文書・府内の庶務・官印の監守	勅令25号
	秘書補	主計・主計補	3以内	秘書	文書往復等	
22. 5. 28	秘書（横須賀）	大尉・大主計	2（それぞれ1）	参謀長	人事及各部に属さない庶務・軍政会議	勅令72号
	秘書（吳・佐世保）	大尉・大主計 →翌23大主計	1	参謀長	人事及各部に属さない庶務・軍政会議	
26. 5. 19	秘書	大尉・大主計	1	司令長官	機密事務・参謀長の補佐	勅令72号
30. 9. 3	秘書	大主計	1	司令長官・司令官	機密事務・副官の補佐	勅令319号
30. 11. 30	秘書	主計少監・大主計	1	(改正なし)	(改正なし)	勅令427号
32. 6. 6	秘書	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	勅令230号

鎮守府については、まだ秘書科が存在する期間である9年9月1日、海軍鎮守府事務章程（海軍省達丙3号）に秘書が登場する。あまり詳細な規定は見られないが、前出の海軍概則及俸給制（海軍省甲171号）第三条によれば、海軍提督府、改称して鎮守府の長は中将あるいは少将（大佐）であり、第二十八条によれば、それぞれに付属する秘書官は六等官から八等官、つまり、このときの秘書は、権秘書官・大秘書・中秘書であったと考えられる。17年12月15日の鎮守府条例（海軍省達丙167号）以降、より詳細な規定になっていく。秘書科およびその官が廃止され、それらに代わって秘書には佐官もしくは相当官である主計監から1名、新たに設置された秘書

補には尉官もしくは主計・主計補から5名が補されることとなった¹⁰⁾。19年4月22日、鎮守府官制（勅令25号）で、秘書・秘書補とともに武官ではなく主計官のみとなり、佐官・主計監と幅があったものが主計少監に限定される。秘書補の定員が5名から3名以内に削減される。22年5月28日、鎮守府条例の改正（勅令72号）により、秘書補が廃止されるものの、秘書は2名に増員される。内1名は武官に戻るが、大尉・大主計へと格が下がり、参謀長の指揮を受けることとなる。なお、新たに設置された吳・佐世保については、定員1名である。また、軍政会議の事務の担当ともなった。同年に出された鎮守府処務細則（明治22年8月5日海軍大臣官房1589号）に

よれば、秘書の職務全体における軍政会議の比重は大きくはないと思われるが、所掌事項は多岐に及ぶようになった。その内容は次の通りである。

- 第十一条 秘書ノ所掌事項ハ左ノ如シ
- 一 高等武官准士官及文官ノ進退身分二
関スル事項
 - 二 司令長官ノ名ヲ以テスル上申伺及命
令ノ発付
 - 三 辞令書ノ発付
 - 四 雇外国人ニ関スル事務
 - 五 海外電信発送ノ事
 - 六 軍政会議ニ關スル事務及議事録ヲ作
ル事
 - 七 各部衛生會議軍法會議主理ノ所掌ニ
属セサル事務
- 第八十一条 軍政会議ハ鎮守府庁ニ於テ開
会シ鎮守府秘書ヲ以テ書記トシ議事録ヲ作
ラシメ議事録ハ出席議員捺印スルモノトス
- 第八十八条 軍政会議ニ於テ決議シタル事
項ヲ大臣ニ稟申スルトキハ議事録ノ写ヲ添
付スヘシ該写ハ議長及書記ノ捺印ヲ要ス
- 第八十九条 軍政会議ノ議事録ハ其事ノ主
務庁ニ於テ保管シ各庁ノ主務ニ属セサルモ
ノハ秘書之ヲ保管スヘシ

26年5月19日、鎮守府条例の改正（勅令72号）により、再び司令長官の直接指揮を受け、参謀長に対しては補佐するという表現になつたが、横須賀の定員は2名から1名に減員され、横須賀・呉・佐世保の三鎮守府間の定員の差が解消される。30年9月3日、鎮守府条例の改正（勅令319号）により、再び武官が外れて主計官のみとなる。人事・庶務が新設

の副官の担当となり、これを補佐することとなる。直後の9月28日に出された鎮守府処務細則（海軍省達116号）第七条で、「副官（秘書ヲ含ム以下同シ）ハ左ノ事務ヲ掌ル」（以下省略）とされ、秘書と副官の職務が統合される。30年11月30日、鎮守府条例が改正（勅令427号）され、再び主計少監が配当されてそれまでよりも格が上がったが、32年6月6日、さらに鎮守府条例が改正（勅令230号）されて、秘書が廃止され、完全に副官に吸收された。

艦隊については、17年10月1日、艦隊職員条例（海軍省達丙137号）により、大・中艦隊の司令長官・次官それに秘書と秘書補、小艦隊の司令官に秘書と秘書補が1名ずつ（大艦隊司令長官の秘書補のみ2名）、少佐・尉官・主計中少監・主計から補された。22年7月23日、「艦隊条例」（勅令100号）により、大艦隊司令長官の秘書のみ2名となるが、秘書補は全て廃止され、武官は外されて主計少監・大主計からのみ補されることとなる。参謀長（参謀長不在の艦隊では参謀）の指揮監督を受けることとなり、職務としては機密文書等の担当から庶務の担当となる。27年6月18日、艦隊条例の改正（勅令71号）で若干の人事配置の変更があり、司令長官の秘書は参謀長の、司令官の秘書は先任参謀の指揮を受けることになる。30年10月11日の艦隊条例改正（勅令356号）では、参謀長・先任参謀だけでなく主計長の命を受けて、庶務に加えて会計も担当することとなる。またこの年、大将たる司令長官の秘書は主計少監・大主計から主計中少監へ、中将たる司令長官の秘書は大主計から主計少監・大主計へと格上げされるが、明治32年6月6日、艦隊条例

近代日本における秘書に関する法制度 一海軍での名称の使用を中心に一

艦隊

年月日	名称	官等	定員	上司	職務	法令番号
17. 10. 1	大艦隊司令長官秘書	少佐・主計中監少監	1	司令長官	司令長官の処分に係る文書の往復受付・他の主管に属さない書類の審査・官印の監守・書類の保存・諸報告の調製・其他一切の庶務	海軍省達丙137号
	大艦隊司令次官秘書	尉官・主計	1	司令次官	司令次官の処分に係る文書の往復受付・他の主管に属さない書類の審査・官印の監守・書類の保存・諸報告の調製・其他一切の庶務	
	大艦隊司令長官秘書補	主計	2	司令長官秘書	文書往復等	
	大艦隊司令次官秘書補	主計	1	司令次官秘書	文書往復等	
	中艦隊司令長官秘書	少佐・主計中監少監	1	司令長官	司令長官の処分に係る文書の往復受付・他の主管に属さない書類の審査・官印の監守・書類の保存・諸報告の調製・其他一切の庶務	
	中艦隊司令次官秘書	尉官・主計	1	司令次官	司令次官の処分に係る文書の往復受付・他の主管に属さない書類の審査・官印の監守・書類の保存・諸報告の調製・其他一切の庶務	
	中艦隊司令長官秘書補	主計	1	司令長官秘書	文書往復等	
	中艦隊司令次官秘書補	主計	1	司令次官秘書	文書往復等	
	小艦隊司令官秘書	少佐・大尉・主計少監	1	司令官	司令官の処分に係る文書の往復受付・他の主管に属さない書類の審査・官印の監守・書類の保存・諸報告の調製・其他一切の庶務	
	小艦隊司令官秘書補	主計	1	司令官秘書	文書往復等	
22. 7. 23	艦隊司令長官(大將)秘書	主計少監・大主計(それぞれ1)	2	参謀長	艦隊の庶務	勅令100号
	艦隊司令長官(中將)秘書	大主計	1	参謀	艦隊の庶務	
	艦隊司令長官(少將)秘書	大主計	1	参謀	艦隊の庶務	
	艦隊司令官秘書	大主計	1	参謀	艦隊の庶務	
27. 6. 18	司令長官(大將)秘書	主計少監・大主計(それぞれ1)	2	参謀長	艦隊の庶務	勅令71号
	司令長官(中將)秘書	大主計	1	参謀長	艦隊の庶務	
	司令長官(少將)秘書	大主計	1	参謀長	艦隊の庶務	
	司令官秘書	大主計	1	先任参謀	庶務	
30. 10. 11	司令長官(大將)秘書	主計中少監	1	参謀長・主計長	庶務・金櫃の保管・会計事務	勅令356号
	司令長官(中將)秘書	主計少監・大主計	1	参謀長・主計長	庶務・金櫃の保管・会計事務	
	司令長官(少將)秘書	大主計	1	参謀長・主計長	庶務・金櫃の保管・会計事務	
	司令官秘書	大主計	1	先任参謀・主計長	庶務・金櫃の保管・会計事務	
32. 6. 6	秘書	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	勅令232号

が改正（勅令232号）され、秘書が廃止されて副官が新設された。このときの副官の職掌は人事・庶務であるが、明治34年4月4日出された艦隊職員勤務令（海軍省達42号）では、参謀と副官の職掌について次のように定められている。

第三十一条 司令官ノ参謀ハ司令官ノ命ヲ承ケテ服務シ其ノ命令ノ伝達ヲ掌リ並之力実施ヲ監視シ且人事、文書ノ取扱其ノ他機

密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ
第三十三条 副官ハ人事、文書ノ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

このとき、司令長官には副官・参謀ともに置かれていたが、司令官には参謀は置かれたが副官は置かれていなかった。人事・文書の取扱・機密事務の掌理・官印の監守は、副官がいる司令長官のもとでは副官が、副官がない司令官のもとでは参謀がこれを所管した。

秘書が廃止されたのち、本来ならば秘書が扱つたであろう職務を、副官および参謀が担当することとなったのである。

当初艦隊や鎮守府の司令（長）官の秘書は、省内の事務全般を担っていた録官の中から補され、録官の廃止に伴って秘書科の各官が補された。やがて15年に秘書科が廃止されると、省内事務は書記官・属に吸収され、艦隊・鎮守府の秘書には武官や主計官から補されるようになった。この間、定員・官等・職掌など、様々な点において改変が繰り返された。さらに30年前後になると秘書職は縮小傾向がみられ、32年には鎮守府と艦隊で同時に秘書が廃止された。秘書の廃止に伴って、その業務は副官もしくは参謀に引き継がれていったのである。

2. 海軍における秘書の設置時期

(1) 「秘書従僕」・「秘史従僕」・「将官付士官従僕」

官制において、明治5年には海軍省に秘書の官が設置され、それらが遅くとも6年には秘書的業務を担っていたことは確認したが、「秘書」の名称がいつから使用されたのかということについては不十分であり、この点についてはもう少々検討する余地がある。

まずここで検討しなければならないのが「秘書従僕」・「秘史従僕」・「将官付士官従僕」である。明治4年2月18日、官制の中に「秘書従僕」の存在が確認できる（兵部省第10号）。明治5年8月25日、これが改正された「軍艦乗組官等表」にも「秘書従僕」は残り（海軍省乙100号）、明治11年11月20日の改

正による「海軍一等卒以下等級表」で「秘史従僕」と名称が変わる（海軍省達丙138号）。明治15年8月10日、さらに改正された「海軍准卒職名表」では「将官付士官従僕」となり（海軍省達丙55号）、明治17年10月1日、廃止される（海軍省達丙140号）。

秘書従僕という存在は、秘書という職があつてはじめて成立するものであることは言うまでもない。秘書に関する規定は見られないものの、この時点で秘書従僕が設置されていたのであるから、秘書そのものも存在していたと考えるのが妥当である。よって、少なくとも明治4年2月18日と同日か、もしくはそれ以前には、秘書の職が置かれていた、秘書という職名が用いられていたと考えるべきであろう。

11年に「秘書従僕」が「秘史従僕」へと変わる前には、9年に秘書官・権秘書官が廃され、それに代わって大秘史・中秘史・少秘史が置かれている。のこととほぼ同時期である明治12年3月10日には、将官付の秘書の規定についても、秘書科の構成に合わせる形で前出の海軍概則及俸給制から変更されている（海軍省達丙第25号）。

（海軍秘書官ノ部ヲ）（海軍秘史及秘書之部）ニ改正

第二十八条

一 四等官大秘史ハ大將ニ從ヒ五等官中秘史ハ中將ニ從ヒ六等官少秘史ハ少將ニ從ヒ七等官大秘書ハ大佐指揮官ニ從フヘキ事

また、15年に「秘史従僕」が「将官付士官従僕」へと変わる前には、同年に秘書科および秘書科の各官が廃止され、海軍士官もし

くは主計官が秘書に補されることとなった。海軍官制の中の秘書・秘書科の改変に合わせて従僕の名称も変更されているのである。さらに、明治17年の廃止と同時に艦隊・鎮守府ともに詳細な官制が定められ、秘書をはじめとする司令長官の属僚および判任官以下からなるその下僚の職名官等人数等が定められる。17年廃止当日、艦隊職員条例、艦隊職員条例以前の秘書の状況に合わせて改変してきた。鎮守府（17年12月）艦隊（17年10月）から詳細な規定となっていくことと時期的な一致が見られる。

若干の時間的な差はあるものの、従僕が付属されている秘書・秘史・将官付士官は、これらの改変と連動しているものと考えて差し支えないであろう。つまり、秘書従僕が仕えた上司である秘書とは、「軍艦乗組官等表」の文言にも見えるように、海軍省内で秘史局・軍務局等の事務を扱った秘書科諸員ではなく、秘書科諸員の中でも鎮守府・艦隊において司令長官等の秘書業務を担当した「秘書」のことと指していると考えるのが妥当であろう。

(2) 「艦隊指揮附屬書記」・「艦隊指揮ニ属スル書記官」

鎮守府・艦隊において司令長官等の秘書業務を担当した「秘書」は、明治6年の時点においてはその存在が確認できているが、それ以前については明らかではない。そこで、さらに検討する必要があるのが、次に掲げる明治5年9月5日と11月24日の2つの法令、海軍省達乙第109号・乙298号に見られる「艦隊指揮附屬書記」・「艦隊指揮ニ属スル書記官」についてである。

艦隊指揮附書記の儀は録中の職務に候処従前は一般の規則も無之候に付乗不乗不定に候自今は適宜の日数を定め漸 交番を以乗艦可申付候条為心得豫及布達置候事

艦隊指揮に属する書記官交替の日限東京及提督府管内滞艦中は六ヶ月にて交替諸港出艦中は其日割を以て再度乗艦の節日数相減し退艦可致事

「書記」であつたり「書記官」であつたり、表記は一定でなく、これが正式な職名ではなかった可能性が考えられるが、録官の職務として、遅くとも乙第109号が出された明治5年9月5日の以前には設置されていたのであり、艦隊指揮に書記（官）として専属するというものがあったことがわかる。

このときの艦隊については、前年の明治4年10月28日、次のように定められている（兵部省第129号）。

今般別冊之通海軍規則並奉給確定候ニ付当月ヨリ規則之通相渡候条此旨相達候事
但總テニ等月俸被下候且加俸之義ハ艦船等級相定候上可相達候事

（別冊）

海軍規則

第一条

一 艦隊ハ軍艦十二隻ヲ以テ大艦隊トナシ八隻ヲ以テ中艦隊トナシ四隻ヲ以テ小艦隊トナスヘキ事

一 大艦隊ハ大將或ハ中將之レヲ指揮シ中艦隊ハ少將之ヲ指揮スルコト当然タリト雖モ少將中將ニ代リテ大艦隊ヲ指揮シ大佐少將ニ代リテ中艦隊ヲ指揮スルコトアルヘ

キ事

一 小艦隊ハ大中佐之レヲ指揮スヘキ事
第二条

一 海軍提督府ハ付近ノ諸港ヲ統括シ中將或ハ少將其指揮ヲ掌リ又大佐代リテ其職ヲ務ムルコトアルヘキ事

ここには書記（官）に関する文言は見られないが、前述のように、明治6年に改正された後の海軍概則及俸給制では、指揮を担う将官・佐官について若干の修正が加えられるとともに、前述の通りそれらに附属する秘書に関する規定が登場する。また、再改正された12年の海軍概則及俸給制では秘書官が秘史に訂正されている。それまで録官が務めていた将官の「書記（官）」に秘書が代わることとなったのは6年のことであって、それ以前に秘書の職名は見られないが、明治6年、12年以降に秘書が明記される前身の法令であり、法的に位置づけられてはいないものの、書記（官）たる録官が配置され、後に秘書として正式に位置づけられたものと考えて差し支えないであろう。また、録官がこのとき書記（官）なのであるから、同じ6年に録官が廃止されそれに代わるものとして設置された秘書科各官に、省内の事務だけに限らずこのような秘書的業務も含めて録官の業務が秘書科に移行したのだということは容易に想像することが可能であり、このことからも、「艦隊指揮附屬書記」・「艦隊指揮ニ属スル書記官」が秘書の前身と考えるのが自然であろう。

つまり、この「書記（官）」こそが、「秘書従僕」が仕えた上司である艦隊等の司令官の秘書であると考えてよいのではないか。さらに、この「秘書」は現在言うところのいわゆ

る秘書的業務を担っていると考えられる、明治4年の時点において「秘書」の名称が用いられていることに加えて、実際に職務としても将官付の秘書的業務を行う存在であったと考えられ、秘書的業務を行うものを指して秘書と称していたものであると推定することができる。

むすび

近代日本において、「秘書」の名称が使用は官僚機構から始まる。官名として最初に用いられたのは、明治5年、海軍省秘史局における大秘書・少秘書であり、これが秘書科として秘書官・権秘書官・大秘書・中秘書・秘書」の官が設置され、秘史局・軍務局に各課に配され、さらに大秘史・中秘史・少秘史・大秘書・中秘書・秘書副とあらためられ、15年に廃止されたが、これらはそれぞれ何れかの職に補されて職務を遂行したのであって、これらの官に任せられただけでいわゆる秘書としての業務を担当したものではなかった。

「秘書」の名称が現在の秘書の業務を担当する職名として用いられたのは、秘書科の各官が補された明治9年の艦隊・鎮守府からであった。秘書科が15年に廃止されると、主計官と武官から補されるようになり、17年にはさらに秘書補が置かれ、明治20年代にはその権限が拡大したこともあるが、度々機構改革によって人数・官等・権限が目まぐるしく変化し、30年代には人数・官等・権限も縮小・低下し、やがてその職掌は參謀や副官に吸収される形でこれらの秘書は廃止されるに至った。

ただし、明治4年の段階で「秘書従僕」の名称が見られる。このことは、その時点において秘書も存在していたことを示すものである。さらに、この秘書は、現在考えられているところのいわゆる秘書的業務を担っていたものと考えて差し支えないと考えられる。近代日本の国家機構において、最も早い段階で、「秘書」という名称の職にあって、現在認識されている秘書の業務を担ったのは、遅くとも明治4年までの海軍将官等の秘書であると考えられる。

註

- 1) 近代日本の海軍における秘書について扱った代表的な論考としては、高橋光男「明治期における秘書的職務と担当者の変遷—明治政府・海軍・三井の制度、規程からー」(『聖徳大学研究紀要 短期大学部』第31号、1998年)がある。
概説書の該当箇所としては、例えば、廣田傳一郎・平田有史郎『現代秘書学概論』(ぎょうせい、平成元年、67頁)、田中篤子編・森脇道子・内崎以佐美・和田哲哉・倉島瑛一・中佐古勇・吉田寛治・星野欣生『秘書学概論』(嵯峨野書院、1985年、40頁)、森脇道子編・天野恒男・大宮登・大宮智江・佐藤啓子・田中篤子『K・P・Sシリーズ①新版秘書概論』(建帛社、平成10年、109頁)、全国大学・短期大学実務教育協会編『秘書学概論』(紀伊国屋書店、昭和63年、65頁)、愛知女子短期大学秘書研究グループ編著『実践秘書学』(ぎょうせい、1988年、12頁)、田中篤子『新版第3版秘書の理論と実践』(法律文化社、2000年、頁)などがある。
- 2) これ以外にも、海軍においては兵学校校長秘書・機関学校校長秘書なども一時期置かれていたが、これらまで含めると煩雑になり、省略しても論旨には影響しないことから、本稿では扱わないこととする。
- 3) 16年には大臣参議省卿に秘書官を置くことが認められ、18年には内閣総理大臣および内大臣秘書官、翌19年には宮内大臣および各大臣秘書官が設置されるが、これらのことも含めて、大臣秘書官等の太政官・内閣・各省における秘書（官）およびそれに類する官職については準備中の別稿にて論ずる。
- 4) 「軍医秘書主計機関科中少尉相当ヲ奏任ト為スノ件」勝海軍大輔ヨリ正院宛、『海軍制度沿革』4巻、海軍大臣官房、昭和14年、350頁。
- 5) 各省は明治10年1月11日太政官達3号により、大丞以下を廃止して書記官・属を置いた。
- 6) 国立公文書館所蔵「南郷茂光」(請求記号職00149100)。
- 7) 『法規分類大全』兵制門陸海軍官制海軍1、128頁。明治7年のものとされているが日付が不明で、『法令全書』の明治7年の巻にも見られないが、唯が秘書官であった期間は短く、遠武と小森沢が秘書官であった期間はそれを含んでさらに幅があるので、唯が秘書官であった時期から年代を判断することができる。国立公文書館所蔵「鳥取県河村久米八橋郡長兼倉吉農学校長唯武連外一名検事ニ被任ノ件」(請求記号A 00097100)によれば、唯は明治6年7月27日に海軍秘書官となり、翌7年8月24日には海軍中佐となっているので、7月初旬あるいはその直前ごろに秘書官であった年は、明治7年のみということになる。唯武連が秘書官となっているということは、いずれにしても明治7年のものと考えて間違いないであろう。
- 8) 前掲註(4)。
- 9) 基本的には官制を規定する法令により作成したが、一部の定員・官等は「海軍定員令」等の定員表も参考にした。
- 10) 『海軍制度沿革』巻3では「秘事補」となっているが、『法令全書』等では「秘書補」となつておらず、正しくは「秘事補」ではなく「秘書補」である。